

# 宮古島市地域包括支援センター業務管理システム導入・保守業務 仕様書

## 1 目的

地域包括支援センター業務管理システムの導入により、地域における高齢者等に対する効果的な支援や各業務の効率的な実施を図り、きめ細かな支援体制の強化を目的とする。

## 2 対象業務

本業務の範囲は、次のとおりとし、詳細については「別紙1 システム機能要件仕様書」のとおりとする。

- (1) 地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に係る連携・情報管理システムの導入・保守業務
- (2) 市役所及び地域包括支援センターのネットワーク構築業務
- (3) 現行システムからのデータ移行業務

## 3 対象データの目安

高齢者人口 : 15,729 人 (令和 7 年 3 月末)

予防給付対象者 : 342 人 (令和 7 年 3 月サービス提供分)

## 4 基本要件

- (1) 地域包括支援センター業務管理システムについては令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の賃貸借契約により導入し、既存システムとの入れ替えを行う。
  - ①新規導入ハードウェアについては、人口規模や対象データ容量等に充分対応出来る機能を有する機器を提案すること。
  - ②5年のリースとした場合の月額及び総額を税込みで算出すること。
- (2) 地域包括支援センター業務管理システムを導入するにあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- (3) 現在宮古島市地域包括支援センターが利用しているシステムより、令和 7 年 10 月 1 日以降の業務遂行に支障が出ぬよう、データ移行（基本情報、相談内容、アセスメント、介護予防プラン等）を行うこと。
- (4) 機器及びソフトウェアの導入にあたり、取扱説明書の納入及び担当者への教育、指導を行うこと。
- (5) 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、その規模の大小に関わらず、保守の範囲内にて対応できること。
- (6) 国保中央会介護伝送ソフトを介して、インターネット送信による予防給付管理データの送信が行えること。

- (7) 過去3年以内に、沖縄県内において同システムの新規導入実績を有し、別紙2「システム機能要件一覧表」における必須機能をもれなく提供できる事業者であること。
- (8) 保守業務の観点から、契約業者の沖縄県内事務所に在籍している社員がソフトウェアの問い合わせおよびハードウェアのトラブル対応にあたること。

## 5 システム及びネットワークの構成

### (1) システム

サーバー及びクライアントを利用し、地域包括支援センター各クライアントをネットワーク化したクライアント／サーバー型システムとし、宮古島市に設置するサーバーには、地域包括支援センターの情報を集約する。

### (2) ネットワーク

- ① 地域包括支援センタークライアントより入力したデータは、サーバーへ即時処理を行うネットワーク集中管理型のシステムとする。
- ② 市役所から事業所等の拠点間通信はNTTVPNワイドによる閉域網ネットワークの構築を行うこと。

## 6 機器構成及び動作環境

### (1) 本業務に係る機器の設置については、次のとおりとする。

- ① 宮古島市（情報政策課）にサーバー1台の設置
- ② 宮古島市（高齢者支援課）クライアント端末機9台、プリンターは既存端末へ接続。
- ③ 地域包括支援センター（ひらら）へプリンター1台（両包括共有）、クライアント端末機10台設置。
- ④ 地域包括支援センター（みやこ）へクライアント端末機9台設置。

### (2) サーバーは、適用業務及び今後のシステム拡張に対応した性能及び機能を有し、毎日確実にバックアップがとれる手段を講じることができること。ディスクにおいては、信頼性の高いディスクアレイ装置を採用するものとし、電源を入れたまま、装着することを可能なものとする。また雷等の影響による停電、瞬断対策として無停電電源装置を備えていること。なお、狭隘事務所内スペースに対応できるものとする。サーバーのオペレーティングシステム及びシステムのアプリケーションを除いたソフトウェアの使用について、ライセンス費用が生じる場合は、その費用も考慮すること。

### (3) 各種セットアップ

サーバーセットアップ、プリンターセットアップ、クライアントセットアップ、LAN機器及び配線は構築業務に含む。

### (4) 周辺機器

画面入力以外の入力方法において必要な機器等があれば用意すること。

## 7 機能要件

### (1) 他システムとのデータ連携に関する機能

- ①宮古島市で管理する住基情報及び要介護認定情報を取り込む機能を有すること。
- ②住基情報、要介護認定情報は、ネットワーク経由で自動連携をとる。
- ③連携タイミング住民情報は毎日。
- ④本市より提供する文字コードはUTF-8にて提供する(外字も考慮すること)

### (2) システム機能要件

機能要件については、「別紙1 システム機能要件仕様書」のとおりとする。なお、システム機能要件仕様書に記載されている機能以外に、市が実施する地域支援事業において業務の効率化や迅速化が期待できる機能がある場合は、見積りを含めて提案すること。

## 8 機能強化・法改正対応

- (1) 地域包括支援センター業務管理システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、ソフトウェア（プログラム）の提供を行うこと。なおインストール・調整作業・職員への操作教育について情報提供等を行うこと。
- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国の利用者の意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。

## 9 セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては宮古島市情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

### (1) システム操作時のセキュリティ対策

- ① ID・パスワードの設定が可能なこと。
- ② OS 起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
- ③ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
- ④ ID ごとに利用できる機能を限定することができ、更に市、地域包括支援センターごとに扱うことのできる対象者を限定することができること。
- ⑤ アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。
- ⑥ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できるようにすること。

### (2) ウイルス対策

ウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティ対策を行うとともに定期的なアップデート

ートを行うこと。

(3) サーバーのセキュリティ対策

サーバーは必要に応じアップデートを行うこと。

10 保守・サポート体制

本業務においては日々稼働するシステムであるため、提案企業に準ずる者が迅速な対応を行えるものとする。また、介護保険制度に精通し円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

11 操作研修

- (1) システム稼働時は、本市及び地域包括支援センターの職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。
- (2) 操作研修にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、本市及び地域包括支援センターに提供すること。
- (3) 保守契約終了時には、次期システムへの移行を円滑に行えるよう、CSV による全てのデータ提供を無償で行うこと。

12 納期

- (1) 令和7年10月1日より本格運用が開始できるよう、機器及びソフトウェアの導入、既存システムからのデータ移行、ネットワーク構築、運用テスト等を実施すること。
- (2) システム構築後は、ネットワーク設計や設定内容等を網羅した完成図書を紙及び電子データにて納品すること。